

質問・回答書

工事名 : 東北自動車道 原瀬川橋床版取替工事

| 番号 | 質問  | 回答  |
|----|---|---|
| 1  | <p>質問回答（3月9日付、番号3）では、労務単価等は令和4年3月度を採用するとの回答がなされていますが、受注後に単価が変動した場合は協議の対象と考えてよろしいでしょうか。</p>  | <p>工事請負契約書第26条（スライド条項）の規定は本工事において適用されます。</p>  |
| 2  | <p>令和4年4月以降、資材価格等が高騰しており、令和4年3月に提出した参考見積書から各単価が高くなることが想定されます。</p> <p>使用する各単価について、</p> <p>①見積対象項目は参考見積書提出時期の令和4年3月期の単価でしょうか、もしくは修正参考見積書提出時期の令和4年5月期の単価でしょうか。</p> <p>②見積対象外の項目は令和4年6月期の単価としてよろしいでしょうか。</p> <p>また、受注後に①、②の採用単価が変動した場合は協議対象と考えてよろしいでしょうか。</p> | <p>①訂正参考見積書提出月における最新の単価を使用してください。</p> <p>②見積対象外の単価項目についても①と同様となります。</p> <p>なお、契約締結後の協議については、質問 No 1 の回答を参照してください。</p> |